

# 生産性向上特別措置法に基づく

## 『先端設備等導入計画』

町から「先端設備等導入計画」の認定を受けると、固定資産税の減免等の措置が受けられます！！

### ○先端設備等導入計画 対象事業者等について

#### 『先端設備等導入計画』の概要

中小企業等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画で、認定を受けた場合は、税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。

#### 【対象事業者】

#### 【認定を受けた際の支援措置】

- ・計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援(信用保証)
- ・生産性を高めるための設備を取得し、一定の要件を満たした場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援  
(寒川町では、対象設備に係る課税標準を3年間ゼロに軽減)

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
1) 製造業・運輸業・建設業・その他		3億円以下	300人以下
2) 卸売業		1億円以下	100人以下
3) サービス業		5千万円以下	100人以下
4) 小売業		5千万円以下	50人以下
政令指定業種	5) ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	6) ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	7) 旅館業	5千万円以下	200人以下

※5) は「自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業」を除く

#### 【対象地域・業種】

対象地域	町内全域
対象業種	全業種

#### 【対象設備】

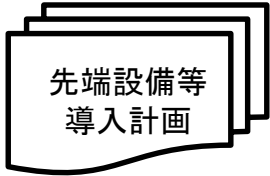
生産性向上特別措置法施行規則第1条に規定する指定設備（減価償却資産の種類）	
機械及び装置	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備
工具	測定工具及び検査工具
建物附属設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備
構築物	全ての指定設備
事業用家屋	全ての指定設備

#### 【その他事項】

- ・人員削減を目的とした取り組みでないこと。
- ・公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が認められる計画でないこと。
- ・町税を滞納している場合は認定を受けることが出来ない。

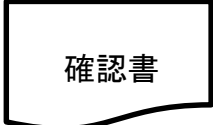
# ○先端設備等導入計画 申請の流れ

中小企業者等



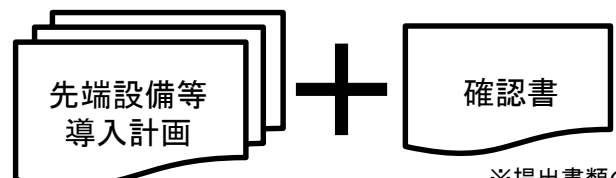
導入計画の確認依頼

認定経営革新等支援機関



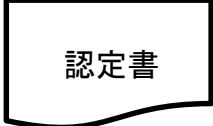
確認書の発行

中小企業者等



認定申請

寒川町 産業振興課



認定書発行

中小企業者等

主な要件	計画内容
計画期間	計画認定から3～5年間
労働生産性	計画期間において、直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上する計画であること。 算定式：(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量 (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等の種類	機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア、構築物、事業用家屋

基準に合致する場合は「確認書」が発行されます。

- ◆導入する先端設備等が生産・販売活動等に直接利用されているか
- ◆先端設備等の導入によって労働生産性向上の目標の達成に寄与するか

※認定革新等支援機関より計画内容について数字の根拠など追加資料の提出を求められる場合があります。

【町内の経営革新等支援機関】  
寒川町商工会、横浜銀行寒川支店、静岡中央銀行寒川支店、  
湘南信用金庫寒川支店、平塚信用金庫寒川支店

先端設備等導入計画に確認書を添付し、寒川町産業振興課へ提出してください。

- 【町への提出書類】
- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書
  - ②先端設備等に係る誓約書
  - ③認定支援機関確認書
  - ④工業会等の証明書（固定資産税の特例を受ける場合）

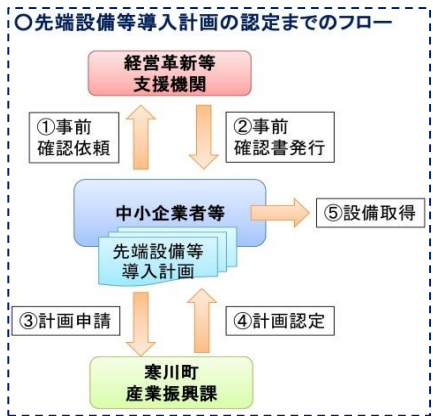
※提出書類の様式については、中小企業庁のホームページからダウンロードして下さい。  
《中小企業庁HP》  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>



次の基準に合致する場合に認定書を発行します。

- ◆国の導入指針及び町の導入促進基本計画に適合するものであるか
- ◆先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの

先端設備等導入計画認定事業者のメリット	
信用保証	◆信用保証枠の拡充
固定資産税の特例措置	◆一定の要件を満たした場合のみ、対象となる設備の固定資産標準が3年間ゼロになります。



# 《固定資産税の特例措置について》

## ○固定資産税の特例措置 対象事業者について

生産性向上特別措置法に基づき、**先端設備導入計画の認定を受けた事業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、固定資産税の特例措置を受けることができます。**

### 【対象事業者】

先端設備等導入改革の認定を受けた事業者のうち、次の要件のいずれかに当てはまる事業者
1) 資本金額1億円以下の法人
2) 従業員数1千人以下の個人事業主等
※大企業の子会社を除く

### 【対象地域・業種】

対象地域	町内全域
対象業種	全業種

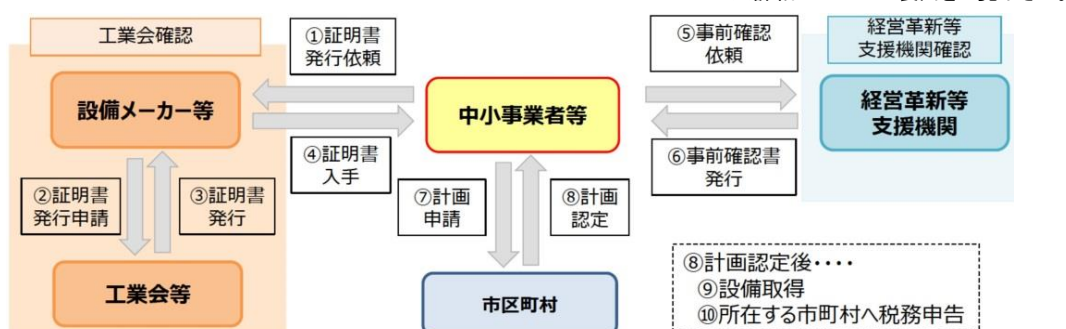
### 【対象設備（先端設備等導入計画に記載している施設のうち下記に当てはまるものに限る）】

商品の生産もしくは販売活動等の用に供されるものであって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備（事業用家屋を除く）	
減価償却資産の種類 ※中古資産は除く	最低取得価格 / 販売開始時期
機械及び装置	160万円以上 / 10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上 / 5年以内
器具備品	30万円以上 / 6年以内
建物附属設備※家屋と一体となって効果を果たすものを除く	60万円以上 / 14年以内
構築物	120万円以上 / 14年以内
事業用家屋	120万円以上 / 取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

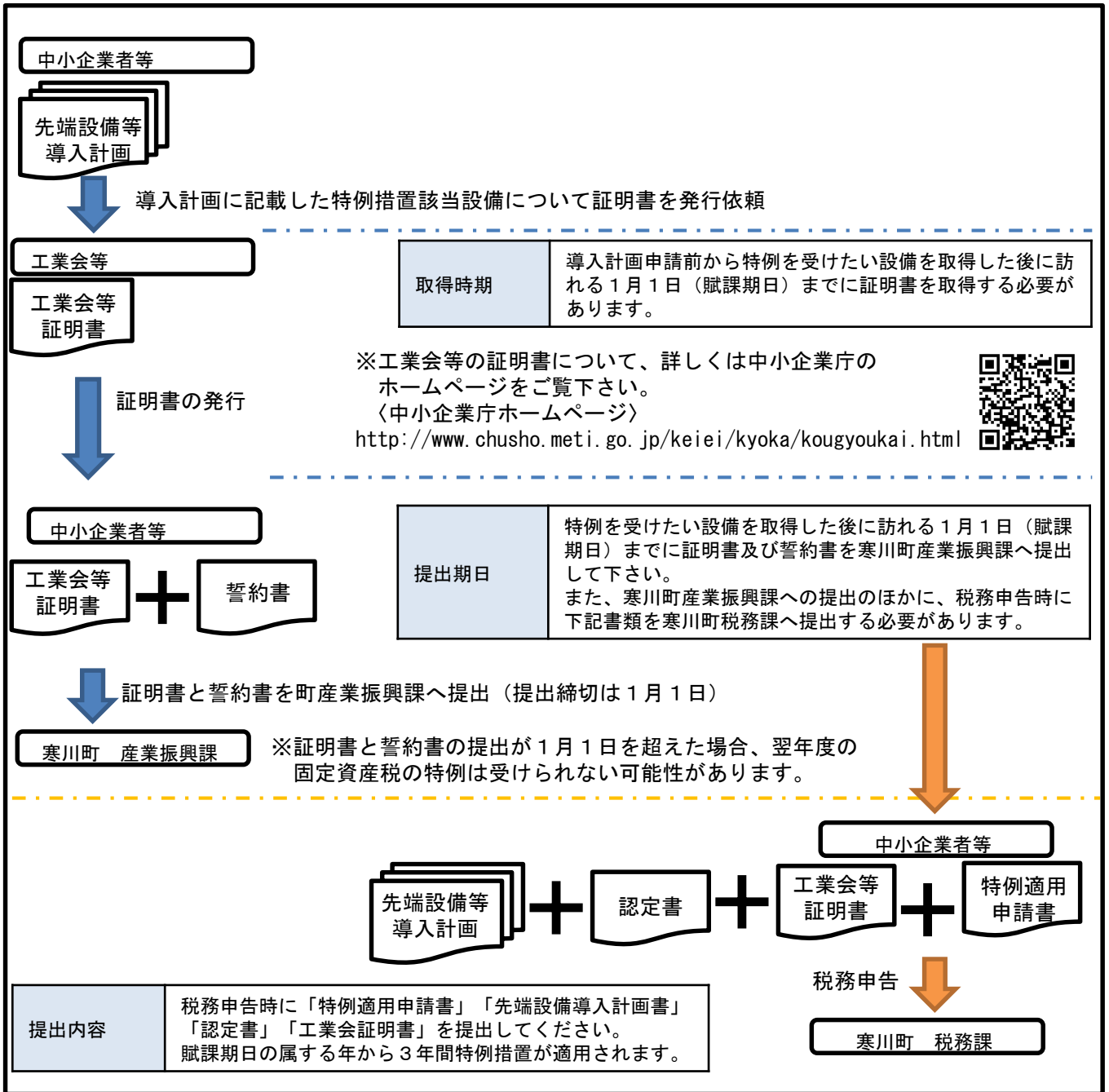
### 【寒川町における固定資産税の特例措置】

固定資産税の課税標準	ゼロ
適用期間	取得の翌年から3年間

### 《固定資産税の特例を受けるまでのスキーム図》



# ○固定資産税の特例措置 申請の流れ



## 問い合わせ先

### ○寒川町導入促進基本計画及び先端設備等導入計画に関すること

寒川町 産業振興課 企業支援担当 （0467-74-1111内線761）

### ○固定資産税の特例措置について

寒川町 税務課 資産税担当 （0467-74-1111内線425）

### ○先端設備等導入計画における確認書に関すること 【経営革新等支援機関】

寒川町商工会 （0467-75-0185）

横浜銀行寒川支店 （0467-74-7111）

静岡中央銀行寒川支店 （0467-74-1510）

湘南信用金庫寒川支店 （0467-75-3311）

平塚信用金庫寒川支店 （0467-74-5151）

